

令和5年10月

令和6年度
税制改正等に関する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 晃

1. 消費税関連の課題

1) 軽減税率制度の廃止

複数税率導入後も、軽減税率と標準税率の線引きは未だに難しく、新たな商品、取引が発生する都度、個別で税率の確認を行う必要があるなど慎重な判断が要される。仮に適用税率誤りを税務調査などで指摘された場合に過去に遡及して訂正することが現実的に困難であり、取引先にも影響を与えかねない。適格請求書等保存方式（当要望書では以後「インボイス制度」と記載）導入により適格請求書発行事業者以外の者（当要望書では以後「免税事業者」と記載）が課税事業者を選択する際にも足枷になりかねない。複数税率のマスター管理、取引先との税率の確認、複数税率での申告などの事務負担を軽減するため、軽減税率制度は廃止し、従来の単一税率に戻していただきたい。

2) インボイス制度

①経過措置期間の短縮

インボイス制度導入後において、免税事業者と取引を行った場合には仕入税額控除が段階的に行われるが、課税事業者側は当該経過措置に対して多大なシステム改修と事務負担を伴う。そこで、経過措置期間（6年間）のから短縮を希望する。

②買い手によるインボイスへの追記についての経過措置

買い手によるインボイスへの追記について、インボイス制度導入後からは認められていない。インボイス導入時点で、売手のシステムの不備等で買手において仕入税額控除が出来ないことが生じる可能性があるため、仕入税額控除の経過措置期間といった一定期間の経過措置を講じていただき、その期間中は買手側で追記可能となるようにしていただきたい。

③少額特例に関する適用対象者の拡大と制度の恒久化

インボイス制度では一部を除いて原則全取引にインボイスが必要となる。営業活動においてタクシーやコンビニエンスストア、喫茶店などを使用した際に、その店舗が適格請求書発行事業者であるかによって控除できるか否かが変わると現場で混乱が生じ、事務作業の負担が大きくなる。また振込手数料相当額については「売上値引き」と扱うことで返還インボイスの交付義務免除が認められたが、当業界では軽減税率の商品を扱う取引先も多く、当該取引先に対して振込手数料相当を売上値引きとして整理した場合、税率10%で処理していた振込手数料相当の取引を税率8%で処理をする必要がある。「売上値引き」と整理して「税率8%」でインボイスを発行した場合、取引先との適用税額のずれ

が生じてしまうなど「売上値引き」として整理することは困難であり、買手側の役務提供としてのインボイス発行が必要になるなど、双方にとって多大な事務負担となる。1万円未満の取引については、企業規模を問わず少額特例の対象を広げ、恒久化な制度にしていきたい。

④免税事業者へ支払を行った棚卸資産に係る消費税相当額の取扱い

インボイス制度導入後、経過措置の期間中に免税事業者へ支払いを行った場合には、仕入税額控除を受けることが出来ない本体価額に係る消費税額の20%（又は50%）の部分の消費税相当額の金額については、法人税法上本体価格に含めて処理することとなっているが、棚卸資産など期末で資産計上するものについては処理が煩雑となる。棚卸資産に係る経過措置に係る消費税相当額においては、通常の控除対象外消費税額と同様に、当該金額を損金経理することで発生した事業年度での損金算入としていただきたい。

⑤適格請求書発行事業者番号検索要件の拡充

国税庁HPの適格請求書発行事業者の検索サイトについては現在適格請求書発行事業者番号から検索する方法しかなく、取引先の登録があるか否か確認できず実務上のツールとして使い勝手がよくない。会社名や本社所在地（都道府県、区）等で絞り込みができるよう改修をお願いしたい。

3) 補助金等税制措置対応

インボイス制度導入時のシステム対応コストに対する優遇措置は、中小法人や個人事業主に限定して認められている。税務対応コストについては、企業規模にかかわらず全事業者にかかるコストであることから、補助金制度等の税制措置は制限を撤廃していただきたい。

4) 仕入税額控除の計算方法の変更

現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円超」の場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。課税売上割合が95%以上の事業者で、課税売上高が5億円超のものについては、控除対象外消費税は少額となるにも関わらず、課税仕入れを課税売上対応分、非課税売上対応分、共通売上対応分に複数税率で区分する必要があるが、この区分をすることはかなりの事務負担となっている。「課税売上高が5億円超」に該当する企業は、全額仕入税額控除の対象として頂きたい。

5) 消費税の本体価格表示の恒久化

令和3年3月31日をもって転嫁対策特別措置法が失効となり、原則総額表示義務となったが、このことは消費マインドの減退につながり、事業環境をさらに圧迫するとともにデフレ化の促進を招く恐れがあるため、本体価格表示(外税表示)を認め、事業者が表示方法を選択できるようにしていただきたい。

2. 公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備

1) 法人税及び消費税

①受取配当等の全額益金不算入

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反している。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止

法人が株式を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除できるようにしていただきたい。

③一括償却資産制度の廃止

インボイス制度導入後、さらに実務負担が増す現行の制度を廃止し、取得価額20万円未満の取引については、当該資産の即時償却を認めていただきたい。

④電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

⑤欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

我が国では欠損金の繰越控除期間が10年間に制限され、控除限度額は中小法人を除き、所得金額の100分の50相当額とされている。一方、主要先進国においては、当該繰越控除期間は20年ないし制限がない。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であり、資本金基準で

制限すべきではない。度重なる物価高騰・値上げに対する配慮、さらには国際競争力強化の観点から、中小法人以外の法人においても、所得金額を限度とした欠損金の控除を認めていただきたい。

⑥大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。新型コロナウイルスの影響による業績の悪化に伴い資本金を1億円以下とし留保金課税の適用対象外となる大法人も出てきていることから、大法人に対する留保金課税も撤廃していただきたい。

⑦交際費の損金不算入制度の緩和

現在交際費課税の特別措置（中小法人以外の法人においては接待飲食費の50%損金算入の特例、中小法人においては800万円の全額損金算入）は時限措置となっている。コロナ禍による経済への影響が終息するまでは、元来の制度趣旨である飲食店等に対する需要喚起や派生需要による経済活性化等を図るべく、全法人に交際費の100%損金算入を認め、積極的な交際費の使用を促す対応を検討していただきたい。交際費の全額損金算入が難しい場合には、現在時限措置となっている接待飲食費の50%損金算入の特例を本則化していただきたい。さらに、平成18年の改正により損金算入が認められた社外との接待交際費である1人当たり5000円基準についても、物価高騰に合わせて見直してほしい。

⑧ソフトウェアの耐用年数の見直し

現行のソフトウェアの耐用年数は、複写して販売するための原本及び研究開発用のもの以外は一律5年と定められているが、現在のIT発展は目まぐるしく現行の定めでは現状に則していないと考えます。そのため、ソフトウェアの内容に応じた耐用年数の見直しをしていただきたい。

⑨貸倒引当金の損金算入

平成24年4月1日以降開始事業年度から中小法人以外の法人において貸倒引当金の損金算入が認められない改正が行われた。債務超過など業績が悪化した取引先に対して金銭債権を有しているときは、中小法人以外の法人においても個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入限度額について一定額の損金算入を認めていただきたい。個別評価金銭債権は更生手続き開始の申し立てなどといった法令の整

理手続きの開始の申し立てを設定事由としている。不良債権を長期的に損金に算入せずにいることは、企業の財政上も健全ではない。

2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃止していただくか、課税対象範囲の縮小をしていただきたい。

3) 地方税

①償却資産税の事務負担軽減と法人税法との統一化

事業者の事務負担軽減のため、申告時期の法人税との統一化を図っていただきたい。また、評価額の最低限度額を取得価額の5%とするのではなく、法人税法上の残存簿価1円に統一してほしい。

②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

③事業所税の廃止

人口30万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用家屋に対する課税（資産割）は固定資産税にて、従業者に対する課税（従業者割）は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税としての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑である。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

4) 申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実現していただきたい。

①e-TAX、eLTAX、多国籍企業情報の報告コーナー（e-TAX）のポータル画面の統合

②地方税の書式の統一、e L T A Xの対応書類拡大、ダイレクト納付やペイジーの全自治体導入

都道府県、市区町村から郵送される申告書・納付書・通知書といったフォーマットが統一されていない。紙削減の観点から統一フォーマットを総務省のポータルサイト上で開示いただくことを要望する。対応可能な納税者は当サイトより出力して対応することで郵送代の削減と書類整理の簡素化が可能となる。

③法人税の電子申告義務化に伴うe-TAX仕様改善

決算書、内訳書、BEPS等データ取り込みエラー表示を明確にさせていただき、申告の利便性を高めていただきたい。

④電子機器を用いた柔軟な税務調査の実施

税務調査においては対面調査が基本であるが、今回のコロナウイルス感染症の影響もあり、テレビ会議・メール等の電子機器を使った税務調査を実施いただきたい。

⑤国税利用者識別番号と地方税IDの統一

国税、地方税の電子申告を行う際には、利用者識別番号と地方税IDが必要となるが、両番号は取得するためのシステムが異なることから、取得するにあたってはそれぞれのシステムに同じ情報を入力することになり事務負担となっている。そこで、両番号を統合してよりシンプルにいただきたい。

⑥タックスヘイブン税制整理にあたっての情報提供

タックスヘイブン税制の適用にあたり、諸外国の状況を確認することの事務負担は大きいことから、国税庁ホームページに諸外国の税率一覧表や諸外国での非課税所得の一覧などタックスヘイブン税制を整理する際に資する資料を掲載していただきたい。

以上